

こうちプレミアム現地商談会実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、製品の販路拡大のための商談機会の確保を目的とした「こうちプレミアム現地商談会」(以下「商談会」という。)の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、次に掲げる者とする。

- 1 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に定める一般社団法人又は一般財団法人

(参加対象者)

第3条 参加対象となる事業者は、高知市又は高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業者等又は同等の活動ができるグループとし、以下に掲げる各号に該当する者とする。

- 1 生鮮食品・加工食品・飲料・酒類の生産若しくは製造、又は商品を取り扱う者のほか雑貨小物・伝統工芸品等を取り扱う者
- 2 所在する市町村にて税の滞納がない者
- 3 前号の規定にかかわらず、参加対象となる事業者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号)第4条各号のいずれにも該当しない者

(募集方法)

第4条 参加事業者の募集に当たっては、別に定める「こうちプレミアム現地商談会参加事業者募集要領」に基づいて公募を行うこととする。

(商談会開催期間)

第5条 開催期間は令和6年11月20日から21日までの2日間とする。

(事後報告)

第6条 参加事業者は、高知市又は高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村から請求があったときは、速やかに商談会に係るアンケート等について報告しなければならない。

(その他)

第7条 天災地変や社会情勢等の事情から、商談会の開催を変更又は中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和6年10月18日から施行する。